

既存住宅の尿尿処理浄化槽付替え時の人槽算定におけるただし書きの運用について

平成 30 年春期部会

次の要件に該当するときは、ただし書きを適用し、処理対象人員を5人とすることができる。

ただし書きの適用を受けようとする者は、浄化槽設置届出書の提出にあわせて、「ただし書き適用願い」を提出しなければならない。

- 一 建築物の用途が JIS A 3302 表中の住宅であること。(既存の住宅の浄化槽の付替えの場合であって、建築基準法の確認申請を要しない場合に限る。)
- 二 台所及び浴室が 2 以上ある住宅でないこと。
- 三 増築を伴う場合、増築部分に給排水設備がないこと。ただし、実質的な使用水量の増加が無い場合においては、この限りではない。
- 四 実居住人員及び予定居住人員が 5 人以下であること。
- 五 次のいずれかの方法により算定した予想水道等使用量が 1,000 リットル/戸・日以下であること。ただし、前号の実居住人員(居住人員の増加の予定がある場合は、予定居住人員)が 3 人以下の世帯の場合においては、この限りではない。
  - イ 水道のみを使用している場合  
年間最大水道使用量実績値とする。ただし、居住人員の増加の予定がある場合にあつては、年間最大水道使用量実績値を実居住人員で除した値に予定居住人員を、従前が汲取り便所の場合にあつては、年間最大水道使用量実績値に 1.25 を、それぞれの場合に応じて乗じて得た値とする。
  - ロ 井戸水等を併用している場合  
イの方法によるものとし、「年間最大水道使用量実績値」を「年間最大水道使用量実績値に年間最大井戸水等使用量実績値を加えた値」と読み替えて算定した値とする。

※当該ただし書きの運用開始時期及び取扱いの詳細は、特定行政庁により異なる場合がありますので、浄化槽の設置場所に応じた問合せ先に確認をお願いします。

特定行政庁	管轄区域等	担当課	問合せ先
静岡県知事	以下の管轄区域等を除く県全域	建築確認検査室	054-221-3075
静岡市長	静岡市全域	建築指導課	054-221-1259
浜松市長	浜松市 5 区 (中・東・西・南・北区)	建築行政課	053-457-2471
	浜松市 2 区 (浜北・天竜区)	北部都市整備事務所	053-585-1154
沼津市長	沼津市全域	まちづくり指導課	055-934-4766
富士市長	富士市全域	建築指導課	0545-55-2791
富士宮市長	富士宮市全域	建築住宅課	0544-22-1229
焼津市長	焼津市全域	建築指導課	054-626-2161
三島市長	三島市全域 (4 号建築物のみ)	建築住宅課	055-983-2644
藤枝市長	藤枝市全域 (4 号建築物のみ)	建築住宅課	054-643-3481
御殿場市長	御殿場市全域 (4 号建築物のみ)	建築住宅課	0550-82-4224
磐田市長	磐田市全域 (4 号建築物のみ)	建築住宅課	0538-37-4899
伊東市長	伊東市全域 (4 号建築物のみ)	建築住宅課	0557-32-1763
島田市長	島田市全域 (4 号建築物のみ)	建築住宅課	0547-36-7184
裾野市長	裾野市全域 (4 号建築物のみ)	まちづくり課	055-995-1856
袋井市長	袋井市全域 (4 号建築物のみ)	都市計画課	0538-44-3123
掛川市長	掛川市全域 (4 号建築物のみ)	都市政策課	0537-21-1152
湖西市市長	湖西市全域 (4 号建築物のみ)	建築住宅課	053-576-4549

※ 4 号建築物：建築基準法第 6 第 1 項第四号に該当する建築物

様

浄化槽設置者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

既存住宅の尿尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書き適用願ひ

建築物の使用状況が下記のとおりであるため、ただし書きの適用をお願いします。

なお、ただし書き適用の際には、建築基準法や浄化槽法等の関係法令を遵守し、適正な浄化槽の維持管理を行うとともに、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が生じた場合には、責任を持って適切に対応します。

記

1	設置場所		
2	住宅の規模 (延べ面積)	住宅部分	m <sup>2</sup>
		その他の用途部分	m <sup>2</sup>
3	居住人員	現在の居住人員 ※ 1	人
		将来の予定居住人員 ※ 2	人
4	台所及び浴室の個数	<input type="checkbox"/> 台所及び浴室が 2 以上ある住宅でないこと	
5	建築基準法の確認申請の有無	イなし	ロあり
6	(増築する場合) 増築部分の給排水設備	イなし	ロあり
7	井戸水等の使用の有無	イ使用していない ロ使用している	
8	年間最大水道使用量実績 ※ 3	リットル/戸・日	
9	年間最大井戸水等使用量実績 ※ 4	リットル/戸・日	
10	予測水道使用量 ※ 5	リットル/戸・日	

(注意) 1 本適用願ひは、浄化槽設置届出書にあわせて提出してください。

2 ※ 1 及び ※ 2 が 3 人以下である場合は、項目 7 以降の記載は不要です。

3 本緩和措置適用後に住宅を建替える際にはJIS算定基準ただし書きは適用されないため、浄化槽の入れ替えが必要となる恐れがあります。

(裏)

- ※1 現在居住している世帯人員を記載してください。
- ※2 今後、子供の出生等により世帯人員の増加が見込まれる場合は、最大見込みとなる世帯人員を記載してください。また、世帯人員が増加する予定がない場合は、現在居住している世帯人員を記載してください。
- ※3 直近1年間の水道使用量を明らかにする資料（水道担当部局が発行する利用明細の写しなど）のうち、**最も使用量が多い期間の使用量を1日あたりに換算して求めた値を記載してください。**また、最近1年間の水道使用量を明らかにする資料を添付してください。
- ※4 井戸水等の使用がある場合には、直近1年間の井戸水等の使用量を明らかにする資料（メーター等により記録した資料など）のうち、**最も使用量が多い期間の使用量を1日あたりに換算して求めた値**を記載してください。  
また、最近1年間の井戸水等使用量を明らかにする資料を添付してください。
- ※5 イ 水道のみ使用している場合の予測水道使用量（ $\text{t}/\text{戸}\cdot\text{日}$ ）  
=（年間最大水道使用量実績（ $\text{t}/\text{戸}\cdot\text{日}$ ）／実居住人員）×予定居住人員  
ロ 井戸水を使用している場合の予測水道使用量（ $\text{t}/\text{戸}\cdot\text{日}$ ）  
= {（年間最大水道使用量実績＋年間最大井戸水等使用量実績（ $\text{t}/\text{戸}\cdot\text{日}$ ））  
／実居住人員} ×予定居住人員  
ハ 従前が汲み取り便所である場合の予測水道使用量（ $\text{t}/\text{戸}\cdot\text{日}$ ）  
= 上記イ又はロで得た値×1.25